

暮らし



荒川区役所
3802-3111(代)



区民の相談窓口

法律相談（相続・離婚・不動産・交通事故・訴訟等）、行政相談（国の仕事に関する苦情・意見等）、不動産取引相談、司法書士相談（相続登記手続き・遺言・空き家問題等）、行政書士相談（相続・遺言・契約の手続き等）、土地建物登記・測量相談、年金労務相談を行っています。（→P8）

問 区民相談所（区役所3階） ☎ 内線 2145

暮らしに困っているときは

■ 仕事・生活サポートデスク

就労の状況・心身の状況、地域社会からの孤立といった状況で生活全般にお困りの方の相談を受け付けます。一人で悩まず、ご相談ください。

問 仕事・生活サポートデスク（区役所1階）
☎ 内線 2613

■ ひきこもりの相談

本人・家族の悩みの解決を支援します。匿名の相談も受け付けますので、気軽にご相談ください。

問 あらかわひきこもり支援ステーション（区役所1階）
☎ 内線 2613

■ 生活保護、中国残留邦人等の支援

病気になったり、収入が少なく生活に困ったりして、国の定めた最低限度の生活を維持することができない方に、その不足分を補うとともに、自力で生活していくように援助をします。

生活保護、中国残留邦人等支援給付には、生活、住宅、教育、医療、介護、出産等の扶助・支援給付費があり、保護・支援給付を受けるには、他の制度の優先適用、資産、能力の活用、民法上の扶養義務の優先等の要件があります。

問 生活福祉課保護相談係（区役所1階）
☎ 内線 2631

■ひとり親相談、女性相談、家庭相談

ひとり親家庭等の生活上の悩みや、自立のための援助等について、相談に応じます。

問 子育て支援課ひとり親・女性福祉係（区役所2階）
☎ 内線 3814

■ 悩みや心配事のある方に（アクト21ここと生き方・DVなんでも相談）

専門のカウンセラーが、DV（パートナーからの暴力）、夫婦・親子・職場・近所付き合い等、人間関係の悩みの解決をお手伝いします。一人で悩まずにご相談ください。

相談日 第1金曜日、第2水曜日、第4水・金曜日は午前10時～午後4時、第2金曜日、第3水・金曜日は午後2時30分～8時、第1水曜日は午後5時～8時、第2土曜日は午前10時～午後3時

※予約が必要です

■ LGBT専門相談

専門のカウンセラーが、LGBT（性自認・性的指向等）に関する問題全般について、相談に応じます。

相談日 第4火曜日、午後4時～6時
※予約が必要です

問 アクト21（男女平等推進センター） ☎ 3809-2890

■ DV相談

問 配偶者暴力相談支援センター

☎ 3806-3075

■ 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、自分や家族だけでは解決できない福祉に関する生活上の心配事や困り事についての「相談相手」となり、相談内容に応じて適切な支援が受けられるよう、行政や専門機関等へ働きかける「つなぎ役」となります。

区内には201人の民生委員・児童委員と15人の主任児童委員（定数）があり、自分の担当地域の実情を把握し、的確に援助をする体制を整えています。

問 福祉推進課地域福祉係（区役所2階）
☎ 3802-5110

建築に係る問題等の相談は

中高層建築物の建築に伴って生じる日照・通風・採光の阻害、風害、電波障害および工事が生活環境へ及ぼす影響についての相談等を行っています。

問 住まい街づくり課管理係
(区役所北庁舎2階) ☎ 3802-4178

消費生活の相談

消費生活センターでは、商品の購入や契約等消費生活に関するさまざまな疑問やトラブル等について、専門知識をもった消費生活相談員が皆さんの相談をお受けし、問題解決のためのお手伝いをします。

相談は無料で、秘密は厳守します。関係書類等をそろえて、まずはお電話ください。

なお、荒川区ホームページからも相談を受け付

けていますが、詳細な内容をお聞きするため、受け付け後は電話での対応となります。

また、債務整理や深刻化する多重債務問題を解決するため、毎月2回、第2・第4金曜日(祝日等を除く)の午前9時～正午まで、弁護士による特別相談を無料で実施しています。お気軽にご利用ください(予約制)。

相談受付日時 月～金曜日、午前8時30分～午後4時30分

場所 消費生活センター(区役所6階)
☎ 5604-7055

消費者団体活動の促進

消費生活の安定や向上を目的として活動している消費者団体に、活動費用の一部を補助します。

問 消費生活センター(区役所6階)
☎ 内線 477

訪問販売や、電話勧誘でいらないものを買ってしまったら

「自宅に来たセールスマンの勧誘で、つい契約書に判を押してしまったが、よく考えてみたら必要ない物なので解約したい。」

このようなときは、契約した日を含めて8日以内なら、無条件で契約を解除(クーリング・オフ)することができます。

なお、店頭での購入や通信販売は、クーリング・オフが適用されません。

■クーリング・オフによる契約解除の手続き方法

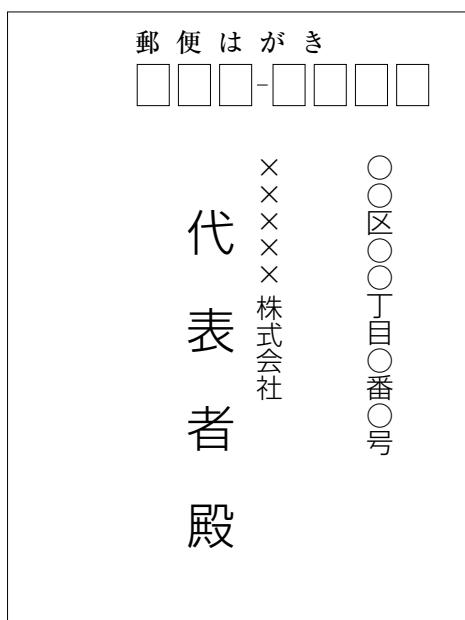
クーリング・オフ制度に基づく契約の申し込み撤回・契約解除は、口頭ではなく、必ず期間内に書面またはメール等の電磁的記録媒体で通

知することが必要です。

はがきで送る場合は必ず両面のコピーを残し、郵便局の窓口で「特定記録郵便」か「簡易書留」で出します。訪問販売では、原則すべての商品・役務(サービス)等にクーリング・オフは認められていますが、適用除外されている商品もありますので、消費生活センターにご相談ください。

■クーリング・オフ書面(はがき)の書き方

通知書(下図参照)は、代金の一部を支払っており、すでに商品の引き渡しを受けている場合の例です。



契約解除通知書	
契約年月日 令和〇年〇月〇日	
商品名 ○○○○○	
契約金額 ○○○○○円	
販売会社名 ○○株式会社○○営業所	
担当者名 ○○○○氏	
上記日付の契約を解除します。	
なお、支払い済みの○○○円をすみやかに返金し、商品を引き取ってください。	
令和〇年〇月〇日	
契約者住所 ○○区○○丁目○番○号	
氏名 ○○○○	

※クレジット契約の場合は信販会社にも出します

町会・自治会に加入しましょう

区内には、120の町会・自治会があります。

町会・自治会は、自らの地域を快適で住み良くするために結成された住民の自主的な組織であり、防災、防犯活動や地域の盆踊り、サークル活動等を行い、地域コミュニティの中心となっています。町会・自治会は身近で困ったことが起ったときに頼りになる存在です。ぜひ、町会・自治会にご加入ください。詳細は、お問い合わせください。

問 町会・自治会について…区民課庶務係

☎ 3802-3754

問 南千住地区…南千住区民事務所 ☎ 3803-1793

問 荒川地区…区民課荒川地域事務担当

(区役所3階)

☎ 3802-3466

問 町屋地区…町屋区民事務所 ☎ 3892-2323

問 尾久地区…尾久区民事務所 ☎ 3894-6123

問 日暮里地区…日暮里区民事務所 ☎ 3801-2100

自動車の臨時運行許可制度

自動車の新規登録、継続検査等のために仮ナンバーが必要な場合は申請してください。

申請に必要な書類等

- 自動車を確認するための証明書の原本（自動車検査証・抹消登録証明書等）
- 自動車損害賠償責任保険（共済）証明書の原本
※保険は、申請日を含めて仮ナンバーを使用し車両を運行する期間有効なものに限ります
- 本人確認ができる書類（運転免許証・資格確認書等）
- 手数料（1件750円）

申請場所

問 税務課税務係（区役所2階）

☎ 内線 2312

問 区民事務所（→P11）

交通事故被害者への援護制度

○介護料支給

自動車事故で脳、脊髄または胸腹部臓器に障がいを残し、常時または随時介護を要する方の家族負担を軽減するため、介護料を支給します。

○育成資金貸付制度

自動車事故が原因で死亡または重度の後遺障がいが残った方のお子さんで、一定の要件に該当する義務教育修了前の児童の育成資金を、無利子でお貸します。

自動車事故対策機構（ナスバ）東京主管支所

墨田区錦糸1-2-1アルカセントラルビル8階

☎ 3621-9941

生活福祉資金

ほかからの貸し付けを受けることが困難な、収入が少ない世帯や障がい者世帯等に、民生委員を通して相談援助を行うとともに、その世帯の生活の安定と経済的自立に必要な資金を貸し付けます。

なお、日常的な生活費の不足を補うことを目的とした貸し付けは行っていません（一部例外を除く）。また、貸し付けには原則として、連帯保証人が必要です。お住まいの地域の民生委員または荒川区社会福祉協議会へご相談ください。

問 荒川区社会福祉協議会在宅福祉係

生活福祉資金

☎ 3802-3155

ひとり親家庭休養ホーム

父子家庭・母子家庭の親と子に、指定の宿泊施設および日帰り施設の利用料の一部を助成します。

問 子育て支援課ひとり親・女性福祉係

(区役所2階)

☎ 内線 3813

ひとり親家庭サポート事業

小学生以下の子さんがいるひとり親家庭で親の就職活動、技術習得のための通学、残業、保護者やお子さんの一時的な病気等で家事や育児に困っているとき、ホームヘルパー等を派遣します。事前登録制で、所得により自己負担があります。

問 子育て支援課ひとり親・女性福祉係

(区役所2階)

☎ 内線 3814

母子生活支援施設

母子家庭で18歳未満の児童のいる方が、生活上のさまざまな問題を抱えて困っている場合、児童と一緒に入所できる施設です。ご相談ください。

問 子育て支援課ひとり親・女性福祉係

(区役所2階)

☎ 内線 3815

母子及び父子福祉資金

20歳未満の子ども等を扶養している母子家庭または父子家庭に、修学・就学支度、転宅等に必要な資金をお貸しします。

**問 子育て支援課ひとり親・女性福祉係
(区役所2階) ☎内線 3813**

ひとり親就労支援事業

母子家庭の母または父子家庭の父の就業や就学を支援するため、次の事業を行っています。

※いずれも、事前にご相談ください

◎自立支援教育訓練給付金事業

就職に結び付く可能性の高い指定教育訓練講座を受講した場合に、経費の一部を支給します。

◎高等職業訓練促進給付金等事業

就業に有利な資格取得のための訓練促進費を支給し、修業中の生活費の負担軽減を図ります。

**問 子育て支援課ひとり親・女性福祉係
(区役所2階) ☎内線 3815**

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の就業支援の一環として、高等学校卒業認定試験受験料や、高等学校卒業認定試験対策通信講座等の受講料を補助し、保護者の学び直しを支援します。

**問 子育て支援課ひとり親・女性福祉係
(区役所2階) ☎内線 3815**

ひとり親自立支援プログラム策定事業

自立支援プログラム策定員が、児童扶養手当受給者の自立、就労のために個々の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定して就労の支援を行います。

**問 子育て支援課ひとり親・女性福祉係
(区役所2階) ☎内線 3815**

区民交通傷害保険

交通事故でけがをした場合、入院・通院治療日数に応じて保険金をお支払いします。保険料等詳細は、荒川区ホームページをご覧ください。

保険期間 4月1日～3月31日（1年間）

※中途加入は、申し込みの翌月1日～3月31日

対象 補償開始日時点で、区内在住・在勤・在学の方

申込方法 区役所、区内金融機関、申込専用サイト

申込期間 2～3月

※申込専用サイトでは、4月1日～1月31日の中途加入が可能

引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社
(承認番号: SJ25-02621、令和7年6月5日作成)

**問 区民課交通傷害保険窓口（区役所3階）
☎ 3802-4965**

アクロスあらかわ (障害者福祉会館)

→P59

災害弔慰金等の支給・災害援護資金の貸し付け

■災害弔慰金・災害障害見舞金

災害弔慰金は、区民が自然災害で死亡したときに、その遺族に支給されます。このときの負傷・疾病が元で、精神または身体に著しい障がいが生じた方には、災害障害見舞金が支給されます。

◎災害弔慰金

- ・生活維持者…500万円
- ・その他の方…250万円

◎災害障害見舞金

- ・生活維持者…250万円
- ・その他の方…125万円

■災害援護資金

被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。

貸付額 150万～350万円

利率 年3%

問 福祉推進課地域福祉係（区役所2階）

☎ 3802-3953

社会福祉協議会（社協）

「地域福祉活動の推進を図ること」を目的として、法律に基づき設置されている社会福祉法人です。区民の皆さん、行政、町会・自治会、民生・児童委員、その他、福祉・保健・医療・教育等の機関、企業や団体、社協会員等と連携・協力しながら、誰もが安心して暮らし続けられる福祉のまちづくりを目指し、さまざまな福祉事業を行っています。

◎事業の内容

地域福祉活動の支援・福祉教育・情報発信を行う「荒川ボランティアセンター」「あらかわ地域活動サロンふらっと・フラット」の運営、地域の支え合い・見守り・交流を図る「ふれあい枠・活サロン」の実施、高齢者・障がい者・児童や母子・家族等が安心して暮らせるための支援である「に

暮
ら
し

「にこにこサポート（有償家事援助）」「ファミリー・サポート（有償育児援助）」「あんしんサポート（成年後見・権利擁護）」「移動支援事業（障がい者ガイドヘルパー派遣）」「障がい者就労支援事業（じょぶあらかわ）」「生活福祉資金貸付」「受験生チャレンジ支援貸付」等の各種事業、その他、「おもちゃ図書館」の運営、車いすの貸し出し、共同募金（歳末たすけあい運動）への協力、さまざまな災害時支援、福祉に関する相談等を行っています。

◎福祉施設の運営

指定管理者として、障がい者施設「尾久生活実習所（あらかわ希望の家）本所・分場」「荒川生活実習所」「荒川福祉作業所」「障害者福祉会館（アクロスあらかわ）」を運営しています。

問 荒川区社会福祉協議会 荒川区南千住1-13-20
☎ 3802-2794(代) FAX 3802-3831
ホームページアドレス
<https://www.arakawa-shakyo.or.jp/>

■在宅福祉サービス事業 にこにこサポート（有償家事援助）

高齢者・心身障がい者・難病患者・ひとり親家庭・産前産後の妊娠婦の方等が、病気やけが、出産、緊急または一時的に援助が必要なときに、支援が受けられます。

日常生活で援助が必要な方（利用会員）と、社会福祉に理解と熱意を持つ在宅福祉サービスの担い手（協力会員）との、会員制の住民参加型互助サポートです。

※利用には事前の会員登録が必要です。

会費 年度会費…2000円

※年度会費のほかに、利用料が発生します

◎主なサポート

①生活サポート

掃除・整理整頓・買い物・洗濯・アイロン掛け・布団干し・食事の支度・代読・代行等

②介助・見守りサポート

食事・通院・入浴・着替え等の介助、身体の清拭、車いすでの外出介助、話し相手、高齢者等への見守り等

③健康文化サポート

囲碁・将棋・オセロ等の娯楽の相手、散歩・買い物・外食の付添等

④留守宅サポート

入退院時に必要な物のお届け、配送物の受取り補助等

①～④利用時間 午前8時～午後8時

利用料金 750～950円（1時間）

⑤見守りが必要な高齢者への宅配夕食サービス

利用日・利用料金 月～土曜日の希望する日、一

食800円 ※見守り・配達料含む。

祝日等・年末年始を除く

問 荒川区社会福祉協議会在宅福祉係

にこにこサポート ☎ 3891-5180
FAX 3891-5290

■成年後見・権利擁護センター あんしんサポートあらかわ

成年後見制度の相談や、判断能力が不十分な方の福祉サービス利用援助・日常的金銭管理・書類等の預かりを行います。

◎サービス内容・費用

- ・福祉サービスの利用援助 1時間まで1500円
- ・日常的金銭管理サービス または3000円
- ・書類等の預かりサービス…1か月1000円

◎専門相談（予約制）

- ・弁護士による苦情・権利擁護相談

日時 每月第4木曜日、午後2時～4時

- ・司法書士による成年後見相談

日時 每月第2・第4火曜日、午後2時～4時

問 荒川区社会福祉協議会成年後見・権利擁護センター

あんしんサポートあらかわ ☎ 3802-3396
FAX 3891-5290

■おもちゃ図書館

おもちゃを通して、障がいの有無に関わらず一緒に遊び、交流できます。また、子育て中の親とその子どもに交流の場の提供や相談援助等を行います。

問 荒川おもちゃ図書館・子育て交流サロン

☎ 3802-3338

問 汐入おもちゃ図書館・子育て交流サロン

☎ 5615-4815

問 おぐぎんざおもちゃ図書館・子育て交流サロン

☎ 6240-8101

■ふれあい粹・活サロン

高齢者や障がいのある方、子育て中の方等、地域の方々が気軽に立ち寄り交流を図ることができる場を作るため、町会・自治会、地域の民生委員・児童委員、高年者クラブ、大学、地域包括支援センター、高齢者みまもりステーション等、多くのボランティアや団体・関係機関の協力を得て「ふれあい粹・活サロン」を実施しています。

問 荒川区社会福祉協議会地域福祉支援係

☎ 3802-3338

日本司法支援センター(法テラス)

法的トラブルを解決するために役立つ各種関係機関の情報や、犯罪被害者の支援に関する情報を無料で提供します。

問 法テラス・サポートダイヤル

◎法的トラブルで困ったときには

☎ 0570-078374 (おなやみなし)

◎犯罪被害者支援ダイヤル

☎ 0120-079714 (なくことないよ)

受付時間 月～金曜日、午前9時～午後9時

土曜日、午前9時～午後5時

ホームページアドレス

<https://www.houterasu.or.jp>

また、経済的にお困りの方を対象とした無料法律相談（援助要件あり）や、弁護士や司法書士費用等の立て替えを行っています。援助の内容・要件・手続き等詳細は、お問い合わせください。

受付時間 月～金曜日、午前9時～午後5時

問 法テラス東京〈新宿〉 ☎ 0570-078301
(IP電話からは☎ 0503383-5300)

問 法テラス上野 ☎ 0570-078304
(IP電話からは☎ 0503383-5320)

社会福祉へのご寄付は

■荒川区社会福祉協議会

地域の皆さん・高齢者・障がい者・児童・母子等への各種福祉事業、ボランティアや市民活動の支援、福祉の啓発、そのほか、荒川区の地域福祉活動や街づくり等に活用します。

問 荒川区社会福祉協議会庶務係

☎ 3802-2794

■東京善意銀行

善意を都内の福祉施設へ橋渡します。現金や、企業・団体からの物品・招待等の寄付を預かり、社会福祉施設へお配りしています。

福祉への寄付をお考えの方やご相談のある方は、お問い合わせください。

中古物品や個人からの物品等、取り扱っていないものもありますので、ご相談ください。

受付日時 月～金曜日、午前9時～午後5時30分（祝日等を除く）

問 東京善意銀行(社会福祉法人東京都社会福祉協議会)

千代田区神田駿河台1-8-11

東京YWCA会館3階 ☎ 5283-6890

FAX 5283-6997

ホームページアドレス

<https://www.tcszw.tvac.or.jp/zengin>

献血運動

現在、多くの人々の尊い命が輸血によって助けられています。これらの血液はすべて献血によるものです。輸血を必要とする方のために、温かい善意の献血をお願いします。

問 東京都赤十字血液センター ☎ 5272-3511

ホームページアドレス

<https://www.bs.jrc.or.jp/ktks/tokyo/index.html>

区民葬儀

生活支援の一助として、莊重さを失わず簡素化した葬儀を経済的費用で利用できる、区民葬儀券を発行しています。死亡届の際に、戸籍住民課へお申し込みください。

祭壇料金（寝棺を含む税込み）

区分	普通サイズ棺	長尺棺
金らん5段飾り	31万2180円	32万5380円
金らん4段飾り	25万9600円	27万2800円
白布3段飾り	13万6400円	17万1600円
白布2段飾り	10万100円	13万5300円

※祭壇を利用せず、寝棺のみ利用する場合は、桐張棺6万6000円、プリント棺4万4000円、長尺棺(桐張棺)7万9200円。ただし別途人件費が必要です

靈柩車運送料金（税込み）

車種	距離	10kmまで	20kmまで	30kmまで
宮型靈柩車	3万7400円	4万4000円	5万600円	
普通靈柩車	1万9220円	2万3840円	2万8460円	

火葬料金（非課税）

大人5万9600円、小人3万4500円

※「小人」は満6歳以下の方です

遺骨収納容器代（税込み）

・2号…1万1990円（大人）

・3号…1万780円（大人）

・6号…2530円（小人）

※祭壇、靈柩車、火葬、遺骨収納容器は、利用する方がそれぞれ選択して利用できます。葬儀を行なう際に、別途諸費用がかかります

問 区民課庶務係（区役所3階）

☎ 3802-3754

暮
ら
し

届出サポートデスク

家族等がお亡くなりになった際に必要な手続き等について、職員が案内します。ご利用の際は、事前に電話で申し込んでください。

開設場所 区役所 1階戸籍住民課

開設日時 月～金曜日、午前9時～正午および午後1時～4時
※祝日等を除く

受付時間

月～金曜日、午前8時30分～午後5時
※祝日等を除く

問 戸籍住民課届出サポートデスク担当

(区役所1階) ☎**内線 2303**